

子ども・子育て支援新制度における 私立幼稚園の利用者負担について

富里市教育委員会学校教育課（案）

1 利用者負担の国の考え方

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなります。
- 教育標準時間認定（1号給付）を受ける利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園就園奨励費と同様の5区分となります。

（国が示す利用者負担のイメージ）

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）					
※ここで示されている利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）					
・ 現行の利用者負担の水準を基本					
階層区分	推定年収	現行の保育料	➔	階層区分	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円		①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円		②市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	9,100円 3,000円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円		③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円		④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円	⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円	
※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯 ※現行の保育料：実際の保育料等の平均値（25,700円）から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。			※①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。ただし、給付単価を限度額とする。 ※なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。		

金額の変更は、平成27年1月15日付各都道府県・政令市・中核市子ども子育て支援新制度担当部局担当課宛事務連絡による。

2 周辺市町の動向

市町村	階層区分	利用者負担額
佐倉市	8階層 (課税世帯を2階層 ずつ分ける。)	国基準より下げた。階層を増やした。幼稚園保育料入園料から就園奨励費を差し引いた実際の利用者負担額を階層ごとに出し、それを利用者負担額とした。国基準の30%~80%
印西市	5階層	私立幼稚園保育料等の平均額を国基準と照らし合わせ、国基準の85%とする予定。
成田市	5階層	私立の保育料入園料他、施設設備費等を合算して私立幼稚園の利用者負担額の平均をとったところ、だいたい国基準の8割であったため、その金額を私立幼稚園の利用者負担額とした。
酒々井町	階層は、2階層を3つ、3階層を2つ増やし、計8階層で検討中。	周辺市が国の利用者負担額から下げているため、80%にするか75%にするか70%にするか検討中。
白井市	5階層	国基準より下げることの検討を始め、利用者負担額の70%から80%ぐらいで検討中。隣接柏市は75%。8割ぐらいにしたいのだが、市民の同意が得られるかどうか。
八街市	5階層	市内私立幼稚園保育料入園料の平均をとったところ 22,500 円であったため、国基準の約88%とした。
四街道市	5階層	国基準どおり。

3 富里市の幼稚園の現状

(1) 幼稚園の入園料，保育料

		年額	平均	月額
公立	入園料	3,000 円 (2年保育で1回)	3,000 円	125 円
	保育料	84,000 円	84,000 円	7,000 円

		年額	平均	月額
私立	入園料	15,000 円～ 98,000 円 (3 年保育で 1 回)	57,706 円	1,602 円
	保育料	192,000 円～276,000 円	220,241 円	18,353 円

※施設費，給食費，施設整備費，冷暖房費などは別

※私立幼稚園は 26 年度私立就園奨励費対象幼稚園 17 園

(市内私立幼稚園 3 園の平均は，入園料 56,667 円，保育料月額 17,000 円)

(2) 在園児童数 (平成 26 年 5 月 1 日現在) 満 3 歳児から 5 歳児まで

(公立) 210 人 (私立) 425 人 (合計) 635 人

(3) 私立幼稚園就園奨励費補助制度

市内に住民登録があり私立幼稚園に通う園児の保護者を対象に，その経済的負担を軽減するため，国の補助を受けて保育料等の助成を行っている。

助成対象額 年額 62,200 円～308,000 円

4 利用者負担の検討課題

(1) 階層

- ・国の基準どおりの 5 階層とする案
- ・3 階層以上を 2 階層に分け，8 階層とする案
- ・2 号認定と同じく，細かい階層に分ける案

【検討点】

○階層が多いほど，利用者側にとって，適正な利用者負担となる。階層が少ないと，同じ階層内の上に該当する世帯と下に該当する世帯では，年収金額の差が大きい。

○新制度の利用者負担を集金するのは，各私立幼稚園で集金することになる。園児の住んでいる市町村で利用者負担額の金額が違う上に，階層が多く一人一人の金額が違うということになると幼稚園側の負担が大きい。

(2) 利用者負担額

- ・国基準どおりとする案
- ・平均入園料保育料額に施設費等の月額平均 (2,107 円) を加算し，国基準と比較。
 $22,062 \text{ 円} \div 25,700 \text{ 円} = 0.858 \dots$ 国基準の 80%～86%とする案
- ・平均入園料保育料額を，国基準と比較
 $19,955 \text{ 円} \div 25,700 \text{ 円} = 0.776 \dots$ 国基準の 70%～78%とする案

- ・一律で割合をつけるのではなく，現在の私立幼稚園保育料の平均から就園奨励費補助金を差引き，月の負担額をそれぞれの階層で求めた金額とする案…国基準の30%～80%

【検討点】

- 8割，7割とした場合，残りの2割，3割分については，市町村で負担することになる。財政的に問題が発生しないかどうか。
- 保育所利用者負担額が国基準ではないのに，幼稚園の利用者負担額が国基準だと制度上不公平にはならないか。
- 市川市のように市町村単独負担分を国基準から差し引いて利用者負担を決定した市もある。単独負担分がない市としては，どのように考えたら良いか。

5 提案

別紙の表のとおり

第Ⅱ階層の市民税非課税世帯（市民税所得割非課税世帯を含む）の国基準が3,000円に変更され，第Ⅱ階層と第Ⅲ階層で差が大きくなったため，86%の負担率を適用するのは，第Ⅲ階層以降の所得割課税世帯とする。

別紙

1号認定保育料（案）…国基準の階層，

課税世帯は私立幼稚園保育料等平均額（施設費を含む）22,100円を反映。負担率86%

階層区分	利用者負担(単位:円)		
	第1子	第2子	第3子
第Ⅰ階層 生活保護世帯	0		
第Ⅱ階層 市民税・市民税所得 割非課税世帯	3,000	1,500	0
第Ⅲ階層 市民税所得割額 77,100円以下の世帯	16,100	8,050	0
第Ⅳ階層 市民税所得割額 211,200円以下の世帯	20,500	10,250	0
第Ⅴ階層 市民税所得割額 211,201円以上の世帯	25,700	12,850	0

階層区分	年収の目安 (国)	利用者負担(単位:円)		
		第1子	第2子	第3子
第Ⅰ階層 生活保護世帯	—	0		
第Ⅱ階層 市民税・市民税所得 割非課税世帯	～270万円	3,000	1,500	0
第Ⅲ階層 市民税所得割額 77,100円以下の世帯	～360万円	13,800	6,900	0
第Ⅳ階層 市民税所得割額 211,200円以下の世帯	～680万円	17,600	8,800	0
第Ⅴ階層 市民税所得割額 211,201円以上の世帯	680万円～	22,100	11,050	0

※ 利用者負担の区分については、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年少の子どもから順に2人目は半額，3人目以降については0円とする。